

六、争議の経過

(1) 要求書提出、

労働者側に於ては各村より三名宛の人夫代表者を選び、大城、金島兩村長並に村有志を介して賃銀値上を中心に左記要求書を提出したのである。

要求事項

- 一 労働時間を八時間（現在は午前六時より午後五時迄の十一時間、内三十分休憩）とし最低賃銀を一圓とする
- 二 現場監督を緩和すること。
- 三、各トロ線に一人宛給水人夫を置くこと。
- 四、作業用圓匙其他器具を貸與すること。
- 五、作業中の傷害者に對しては治療費全額負擔と日給の八

(2)

割を支給すること。

六、トロ使用中、中途に於て一人が止めたる場合他の一人は常備として使用すること。

七、人夫の乳後川渡船は當局が負擔すること。

八、交渉中の日給全額負擔のこと。

右要求書提出と共に全員は二十七八兩日共三井郡善導寺山に立籠り交渉を待つたのである。而して人夫中には大城村農民組合員や大衆黨員等の介在せるも別段不穩の行動に出でず。

(2) 第一回の交渉状況

労働者側の要求に就き依頼された大城、金島兩村長は七月二十八日午前九時久留米市所在内務省土木出張所に至り要求事項の陳情をなしたるに對し出張所側は要求事項

(3)